



福岡県医師会
平成25年6月15日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について

今般、平成25年7月1日診療分から、入院に係る子ども医療費支給制度の対象を、現行の小学校3年生までから、小学校6年生まで引き上げる旨、飯塚市医療保険課医療給付係より別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、飯塚市役所医療保険課医療給付係(0948-22-5500)までご照会ください。

記

1. 改正日：平成25年7月1日

2. 改正内容

(1) 入院に係る飯塚市子ども医療費支給制度の対象者を下記の通り拡大する。

		現行	改正後
対象者		小学3年生（9歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象	小学6年生（12歳に達する日以後の最初の3月31日）までを対象
自己負担額	入院	小学校就学前 …無料	小学校就学前 …無料
		小学校1年生～3年生：500円／日 (※月7日限度)	小学校1年生～6年生：500円／日 (※月7日限度)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

「公印省略」

25 飯こ医第 334 号-3

平成 25 年 5 月 20 日

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊 藤 守 史
(医療保険課 医療給付係)

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から本市の公費医療費支給制度につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

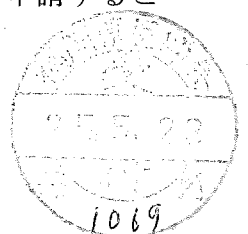
さて、平成 25 年 7 月から本市の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大による改正を別紙「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」のとおり行うこととしております。

つきましては、貴会会員様に周知をお願いいたします。

なお、従来の小学校就学前までの乳幼児の医療証と、小学校 1 年生から小学校 3 年生までの児童の医療証とは別に、新しく小学校 4 年生から小学校 6 年生までの医療証が加わりますので、下記にご留意ください。

記

1. 従来の「小学校就学前までの乳幼児」及び「小学校 1 年生～小学校 3 年生修了前までの児童」の医療証と「小学校 4 年生～小学校 6 年生修了前までの児童」の医療証が異なります。
※小学校 4 年生～小学校 6 年生修了前までの児童の医療証は、有効期間が入院のみの表示になります。
2. 「小学校 4 年生～小学校 6 年生修了前までの児童」に対する支給は、入院のみが対象です。
対象者が限定されるため、小学校 4 年生に進級する際に自動的に更新分の医療証を発行しません。急な入院等で医療証を持っていない場合は、手続きを行って医療証を提示するようご案内をお願いします。
3. 「小学校 4 年生～小学校 6 年生修了前までの児童」が一部負担金の支払いまでに医療証を提示しなかった場合は、通常の一部負担金を徴収し、領収証を発行してください。領収証を市役所または支所の窓口にて提示することにより、自己負担額を控除した額の支給を申請することができますので、ご案内をお願いします。



4. 重度障がい者医療適用者及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

お問い合わせ先

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係

820-8501

飯塚市新立岩5番5号

電話 0948-22-5500(代) 内線 1144

FAX 0948-25-0560(直通)

メール iryou@city.iizuka.lg.jp

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について

【改正の趣旨】

新しい子育て支援策の推進を図るため、子ども医療費支給制度の助成対象年齢の拡大を図る。

なお、本市の厳しい財政状況から小学校4～6年生の児童については、入院についてのみ適用し、県制度の3歳以上の入院の自己負担額と同額の負担を求める。

【改正時期】

平成25年7月1日

【改正内容】

①対象年齢

小学校3年生まで（9歳到達後の最初の3月31日まで）

⇒小学校第6学年修了前まで（12歳到達後の最初の3月31日まで）

ただし、小学校4～6年生の支給対象は「入院」に限る。

※飯塚市障がい者医療及び飯塚市ひとり親家庭等医療適用者は除く

（これまでどおり障がい者医療・ひとり親家庭等医療を適用）

②支給方法

小学校3年生まで（9歳到達後の最初の3月31日まで）の医療証の有効期限は変更なし。

小学校4～6年生の医療証は、申請により発行する。

小学校4～6年生の医療証は、入院に限り、小学校3年生までの入院と同じ自己負担による現物給付型の支給を行う。

小学校4～6年生に限り、医療証を提示せず現物給付できなかった場合でも、一部負担金の領収証を市の窓口に提示することにより、入院の医療費について自己負担を控除した額を支給する。

③自己負担額

小学校就学前まで：無料（変更なし）

小学校1年生から小学校3年生まで：入院500円/日（月7日限度）

入院外600円/月（限度）

※いずれも1月1医療機関あたり

※保険薬局は無料

小学校4年生から小学校6年生まで：入院500円/日（月7日限度）

※1月1医療機関あたり

【飯塚市公費医療費支給制度の内容（平成25年7月1日以降）】

制度名	子ども医療	障がい者医療	ひとり親家庭等医療
負担者番号	81400061	80400062	90400060
対象年齢	小学校第6学年修了前まで ※小学校3年生までから変更	小学校1年生～ ※変更なし	小学校1年生～ ※変更なし
自己負担額	通院 小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～3年生： 600円/月（限度）	無料 ※変更なし	800円/月（限度） ※変更なし
	入院 小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～6年生： 500円/日（月7日限度）	無料 ※変更なし	500円/日（月7日限度） ※変更なし
	調剤 小学校就学前まで：無料 ※変更なし 小学校1年生～3年生：無料	無料 ※変更なし	無料 ※変更なし
所得制限	小学校就学前まで：なし ※変更なし 小学校1年生～6年生：なし	特別障害者手当準拠 ※変更なし	児童扶養手当準拠 ※変更なし

※医療証の色の変更はありません。